

別記第1号様式（第7関係）

会 議 録

付 属 機 関 又 は 会 議 体 の 名 称		第4回 魅力ある南長崎中央公園づくりのための意見交換会
事 務 局（担当課）		施設管理部 施設計画課 土木部 公園緑地課
開 催 日 時		平成24年 2月 1日（水）19時00分～21時15分
開 催 場 所		椎名町小学校 椎の木ホール
議 題		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回意見交換会 会議録 2. 公園内の自転車通行について 3. 公園の管理運営上の課題について 4. 公園の管理運営への区民参画について 5. 救援センターの開設及び運営について 6-1 最終報告書の骨子案について 6-2 意見交換会 成果図面案 7. 南長崎中央公園の整備スケジュール
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数2名
	会 議 録	公開
出席者	委 員	田代順孝（座長）、柳井重人（副座長）、蒔田直欣、赤星征夫、中嶋文治、武井一也、田中英治、月岡透、曾根田康一、白熊千鶴子、梁瀬健二郎、相田裕美子、大森弘雄、崎谷明恵、谷道幸一、園田隆一郎、岡田英男、石井昇、田中真理子
	そ の 他	独立行政法人都市再生機構、株式会社パーク計画設計事務所
事 務 局		施設計画課、公園緑地課

- 座長 本日が最終回である。懸案だった事項も概ね目途が付いてきたと認識している。
今日はまだ残っている課題と管理運営の方針について議論をお願いしたい。
本日の主な議題は、園内の自転車通行、公園管理運営上の課題、公園の管理運営への区民参加などである。
まず、事務局から資料2の説明をお願いしたい。
- 事務局 (資料2の説明)
- 座長 資料2についてご質問、ご意見があればお願いしたい。
- 委員 資料によると、公園内自転車の乗り入れは原則禁止とのことだが、小さな子どもが乗る補助輪付きの自転車はどのような扱いになるのか。
- 公園緑地課長 子ども用の補助輪付きの自転車について、園路通行規制するのは現実的ではない。駐輪に際しては、東側入口付近のベビーカー置き場にとめてもらうことになる。
- 座長 この資料は最終的に報告書に載せるのか。そうであれば、少し分かりにくい箇所があるので修正をお願いしたい。例えば、線の意味などに関する凡例を付けてもらいたい。
また、エントランス部分で自転車乗り入れ禁止の範囲が若干園地の内側に入っているのは何故か。通り抜け園路を除く園地部分は全て自転車の乗り入れは禁止ではないのか。
- 公園緑地課長 エントランス部は、地下駐輪場入口へのルートになるため、自転車乗り入れ禁止区域から除外して表現している。
- 事務局 大きな体育大会などの際、地下駐輪場にとめきれない場合、エントランス部分を臨時的駐輪場として活用することを想定している。
このような点を考慮した表現にしている。
- 座長 公園北西側の記号Dの付近も自転車乗り入れ禁止の除外区域として表現されているが、何か意図があるのか？
- 事務局 この部分は歩道上空地となる予定である。

- 座長 歩道上空地なので、自転車乗り入れ禁止の範囲から除外しているということか。
- 事務局 公園敷地の範囲内と認識している。
- 座長 報告書に載せるのであれば、曖昧な表現は避けたほうがよい。表現を工夫してほしい。
他に修正点として、「禁止」は「禁止区域」、「徒歩以外の利用」と「徒歩のみ利用」など表現上の整合をとってほしい。
- 事務局 資料を修正する。
- 座長 他に意見がないようであれば、自転車の乗り入れに関しては事務局提案どおりとする。次の資料3について説明をお願いしたい。
- 公園緑地課長 (資料3の説明)
- 副座長 物件を設けない占用に関する取り扱いについて定めている、とあるが、すでに内容が決定していることということか。
- 公園緑地課長 多くの公園では物件を設けない占用基準を定めていないが、東京芸術劇場の隣にある池袋西口公園では、立地の関係上、詳細に基準を定めている。地区のイメージアップにつながる各種イベントであること、収益につながる飲食等については地元の商店を参入させること、地元へ負の影響が生じないことなどを許可条件としている。公園の場合、誰でも自由に使用できるのが原則なので、公会堂などの施設とは異なると認識している。
- 副座長 資料3に「定まっている」と表現されていたので、本公園ではすでに基準等が決定しているとの誤解が生じる。
- 公園緑地課長 資料の表現を「定める」に訂正させていただきたい。
- 副座長 地域の町内会や自治会など公的に認知されている組織以外の、学校の母親の会、NPO、サークルなどによる占用利用申請を排除しない配慮をしてほしい。
- 公園緑地課長 占用料減免の基準や、面積単位や時間単位などの課金基準は様々で、地域利用の場合は無料の場合がある。

- 副座長 新しい公園の使い方に対して、一律に排除しないような仕組みが必要だ。
また、市民参加のコミュニティ花壇など物件を設ける占用に対する区の考えを聞かせてほしい。
- 公園緑地課長 原則として物件を設ける占用については区の判断としたいが、花壇程度の施設は、指定管理者に任せて問題ないと認識している。
指定管理者へ委託する際には、判断の基準を示す必要性を感じている。
- 座長 指定管理者制度の導入に際しては責任の所在を明確にしておく必要がある。特に指定管理者が判断を行うため基準づくりが重要だ。
また、判断に関して区が関与することを明確にしておくべきだ。
収益が伴う利用の判断は最も難しいと思う。
- 公園緑地課長 一定の判断基準があって、判断に迷うケースについては区と協議することを前提としたい。
- 座長 地元に不利とならないような内容を前提に、今後、判断基準づくりをしてほしい。
- 委員 公園の名称についてだが、現在の「南長崎中央公園」が地域に浸透していると思う。私見としては、地域の名称が付いていた方がよいと考えるので、「南長崎中央公園」をそのまま公園名称としてもよいと思う。
- 公園緑地課長 公園に愛称をつける場合は、区が単独で決めるのではなく、区民の意見を聞いて決めていきたい。
- 委員 地下鉄の駅から近いので、区外からも多くの人が来園すると思う。
公園名称には地域名が入っていると分かりやすい。
- 座長 公式な名称は決まっているのか。
- 公園緑地課長 指定管理者募集のため、条例上、「南長崎中央公園」と定めている。
- 委員 屋内施設の名称は、「南長崎中央公園」の名を冠したものが相応しいと思う。

- 学習・スポーツ課長 屋内施設については、条例上、「南長崎中央公園スポーツセンター」と定めている。
- 座長 公園名称については公募を検討するという区の提案を了承したいと思う。
- 委員 喫煙場所に関する区の考え方を聞きたい。
- 公園緑地課長 他公園の事例から、喫煙所を設けて公園利用者の分煙を促すことを想定している。
- 委員 園内は原則、禁酒・禁煙が良い。喫煙場所は設けないほうがよい。なお、資料にはバーベキューなど火を使う行為を禁止するとあるが、イベント時の模擬店などでの火器使用も禁止するのか。
- 公園緑地課長 管理が行き届くケースについては許可制にすることを検討したい。公園内は原則禁酒としたい。
- 委員 ベビーカー利用者への配慮のため、各入口付近に分散させて置場をつくってはどうか。
また、民間事業用地にはクラブハウスのような施設を誘致してほしい。
- 委員 他の公共施設では細かく飲食可能場所を定めている。この公園でも施設ごとに飲食の可否を定めてはどうか。
- 座長 民間事業用地に、カフェなどの飲食ができる場所が整備されるとコミュニティの活性化や公園の魅力向上につながる。民間事業用地のあり方を検討するにあたっては配慮していただきたい。
- 委員 ベビーカーの園路通行は可としてほしい。また、ロケット花火や打ち上げ花火は音が大きく迷惑なので花火は禁止としてほしい。
- 公園緑地課長 花火は夏場に最も多い苦情である。この公園の場合、人工芝の施設もあるので禁止としたい。
- 座長 運営管理上の諸課題について、規則等で定めるのか、指定管理者の判断に委ねるのか、次の議題とも重なるため後ほど改めて整理したい。

- 委員 ベビーカーの園路通行は許可してよいのではないか。
- 公園緑地課長 ベビーカーの通行については問題ないと考えている。
なお、ベビーカー利用者の実態利用をから判断すると、子どもを幼児用遊具で遊ばせるためにも、置き場は遊具の付近に設置するのがよいと思う。
- 座長 公園利用実態を重視するという考え方に基づいて、固定的に設置する諸設備については、できるだけフレキシブルにつくるよう、実施設計にて配慮してほしい。
なお、資料からは一般開放日が既に決まっているように読み取れるが、この内容で決定されているのか。
- 公園緑地課長 全体の利用率の1/5を一般開放日としたい。週1日の開放日及び土曜日・日曜日を交互にした月2日の開放日を検討している。体育大会などの開催に配慮して、土曜日・日曜日連日の一般開放は避けるよう設定したい。
- 座長 開放日を固定化せず、大会や専用予約のない日は原則一般開放としてはどうか。
- 委員 主要な公園施設として、屋外園地、多目的広場、屋内施設の3つがある。それぞれ条件が異なるので、運営委員会などを構成したうえで、運営システムを管理してはどうか。
- 座長 一般開放日を固定化する必要があるのか。
- 公園緑地課長 指定管理者が自主事業を検討するうえで、開放日の固定化はやむを得ないと考えている。
また、原則開放とした場合の事例では、場所争奪の発生や利用者の固定化などの課題が生じている。結果として地元の利用が難しくなることも考えられる。
- 座長 利用の基準づくりの場で熟慮していただきたい。
- 委員 屋内施設については、一般開放日を設定しないのか。
多目的広場の一般開放利用に関しては、何らかの規制を設けないと、人工芝が傷んでしまうのではないか。

委員 例えばプールの利用は全て無料とするのではなく、区民以外は有料とすることもできるのではないか。

委員 毎月第一土曜日は小学校の登校日なので、一般開放日の設定に際しては配慮をお願いしたい。また、一般開放日を毎月告示する形式も検討できるのではないか。

座長 多目的広場の利用方法等について、別途協議する場が必要である。続いて、資料4についての説明をお願いしたい。

公園緑地課長 (資料4の説明)

委員 「防災まちづくりの会」による南長崎はらっぱ公園の管理は参考になるケースだと思う。南長崎中央公園も同じような方向性でよいのではないか。

委員 南長崎はらっぱ公園については、結果論かもしれないが、昨年3月11日の震災で活用できたことなどから、タイムリーな公園整備だったと思う。官民のパートナーシップも首尾よく進んだと思う。

座長 資料4の説明の中で区から提案があった、「南長崎中央公園を育てる会(仮称)」を立ち上げ、公園の管理運営に関する区民参画について協議するとの意向について異議はあるか？

(異議なし)

座長 育てる会での議論は、本日の資料3で示されたことが想定される。意見交換会の各委員が積極的に参加することが重要だと思う。育てる会の委員構成に関して、区の考えを聞きたい。

公園緑地課長 意見交換会の委員が中心となると思うが、追加委員の参加についても検討したい。

委員 管理運営に関する議論は、指定管理者が決まらないとスタートできないのではないか。構成委員は、指定管理者と地元の代表と区職員となると思う。

座長 今の意見が大きな方向性だと思うが、指定管理者が決定した後の立ち上げでは遅いとも考えられる。応募業者の選定段階から関わりを持つことが重要だ。

公園緑地課長 指定管理者と交わす協定書の中には、「育てる会」への参画を明記すべきだと思う。そのためにも、運営上の課題を予め整理しておく必要がある。

学習・スポーツ課長 管理運営に関しては、区が負担すべき費用への影響があるので、開園前にできるだけ多くの点について決めておく必要がある。

座長 開園に先立って、公園管理運営のマネジメントプランをつくる必要がある。マネジメントプランは極力早い時点で定めておくべきだ。そのためには、最終報告書の作成前に骨子となる基本方針を定める必要がある。

副座長 様々な管理運営上の課題に対する方針を決定するための土台が必要である。

座長 日程の都合上、意見交換会にて管理運営の基本方針について議論することは難しいので、座長と副座長とで協議した内容を事後報告することによいか。

(異議なし)

座長 次に、資料5について事務局から説明をお願いしたい。なお、詳細については各自資料を確認してほしい。

施設計画課長 (資料5の説明)

座長 次に、資料6及び資料7について説明をお願いしたい。

事務局 (資料6及び資料7の説明)

委員 6月から7月上旬にかけて、じゃぶじゃぶ池の稼働期間に空白が生じる理由について説明してほしい。

公園緑地課長 この期間は梅雨の時期で、コケの発生などの障害が発生するため、休止期間を設けている。

座長 管理運営に関して今年度中に協議の場を設けてほしい。
以上で本日の意見交換会を終了する。

魅力ある南長崎中央公園づくりのための意見交換会
最終報告
【資料編】

平成24年（2012年）3月

発行：南長崎中央公園（仮称）設計検討会議

事務局：豊島区施設管理部施設計画課

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

電話：03-3981-4594

FAX：03-3981-7054

Email：A0011800@city.toshima.lg.jp